

特別区民税・都民税の申告期限を延長

政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、特別区民税・都民税の申告期限を4月16日(木)まで延長しました。延長期間中の申告は便利な郵送申告または課税課窓口(区役所5階3番)で受け付けています。課税課 ☎(3647)8001・8002・8004、FAX(3647)4822

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が全面施行 4月1日から、屋内は原則禁煙です



受動喫煙による健康への悪影響を防止するために制定された、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が4月から全面施行されます。原則屋内禁煙となるほか、飲食店や喫煙室の設置された施設は、喫煙の可否がわかる標識の掲示が義務付けられます。詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。電話相談窓口までお問い合わせください。

屋内では以下の場所でしか、たばこは吸えなくなります！

喫煙室(店)の中は、利用者・従業員を含め20歳未満は立入禁止です。

<p>喫煙専用室</p> <p>喫煙のみ可能。飲食等不可</p>	<p>指定たばこ専用喫煙室</p> <p>加熱式たばこに限り、飲食等をしながらの喫煙が可能</p>
<p>喫煙可能室(店)</p> <p>従業員がいない等、一定の基準を満たす飲食店の一部または全部。飲食等をしながらの喫煙が可能</p>	<p>喫煙目的室(店)</p> <p>シガーバー等たばこの対面販売を行う飲食店の一部または全部。飲食等(主食除く)をしながらの喫煙が可能</p>

区民・事業者の皆さんへ

区では、区民・事業者の皆さんの制度に対する疑問点などについてお答えする電話相談窓口を開設しています。

受動喫煙防止対策電話相談窓口

☎0570-002-413

[受付時間] 9:00~17:00
 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

事業者の皆さんへ

専門アドバイザーの派遣

喫煙専用室などの設置や現状の喫煙室でよいかなど、お困りの事業者の皆さんに専門アドバイザーの派遣をします。
 申 電話で相談窓口

東京都福祉保健局ホームページ

HP https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

☎ 保健所健康推進課がん対策・地域医療連携係
 ☎3647-5889、FAX3615-7171

